

熊本市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

- (1) 平成 2 8 年度国民健康保険料率について (諮問) . . . P . 1
. . . 別冊 1
- (2) 平成 2 8 年度賦課限度額等について (諮問) . . . P . 2
. . . 別冊 2
- (3) 平成 2 8 年度国民健康保険会計当初予算 (案) について
. . . P . 3

日 時 : 平成 2 8 年 2 月 1 7 日 (水) 1 5 : 3 0 ~

会 場 : 熊本市国際交流会館 (3 F 国際会議室)

熊本市

保年発第 001568 号
平成 28 年 2 月 17 日

熊本市国民健康保険運営協議会
会長 江藤正行 様

熊本市長 大西 一史



平成 28 年度国民健康保険料率等について（諮問）

本市におきましては、平成 17 年度に策定した、「国民健康保険会計健全化計画」に基づき、国民健康保険会計の健全化に取り組んできましたが、他の政令指定都市を大幅に上回る医療費の増高等により依然として厳しい状況が続いており、今後の収支についても、極めて厳しくなることが想定されております。

このことから、単年度収支均衡を図るため、医療費適正化及び収納率向上対策の強化に取り組むとともに、健全化計画において平成 26 年度実施予定で先送りしていた保険料率改定を実施することとしております。

つきましては、平成 28 年度国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問します。

記

1 国民健康保険料率について

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の9.3（現行100分の9.2）
被保険者均等割	28,800円（現行28,400円）
世帯別平等割	22,600円（据置）

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.6（現行100分の2.3）
被保険者均等割	8,100円（現行7,300円）
世帯別平等割	6,100円（現行5,700円）

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.2（据置）
被保険者均等割	14,100円（現行13,400円）

2 賦課限度額について

基礎賦課限度額	54万円（現行52万円）
後期高齢者支援金等賦課限度額	19万円（現行17万円）
介護納付金賦課限度額	16万円（据置）

3 適用期日 平成28年4月1日

・国民健康保険料率改定について

・熊本市国民健康保険会計収支推計について

・国民健康保険制度に係る本市の現況について

・今後の国民健康保険会計健全化対策について

平成28年度国民健康保険料率について（諮問）

〔熊本市国民健康保険運営協議会資料〕

平成28年2月17日

熊本市健康福祉子ども局国保年金課

国民健康保険料率改定について

(保険料率改定影響)

基本的な考え方

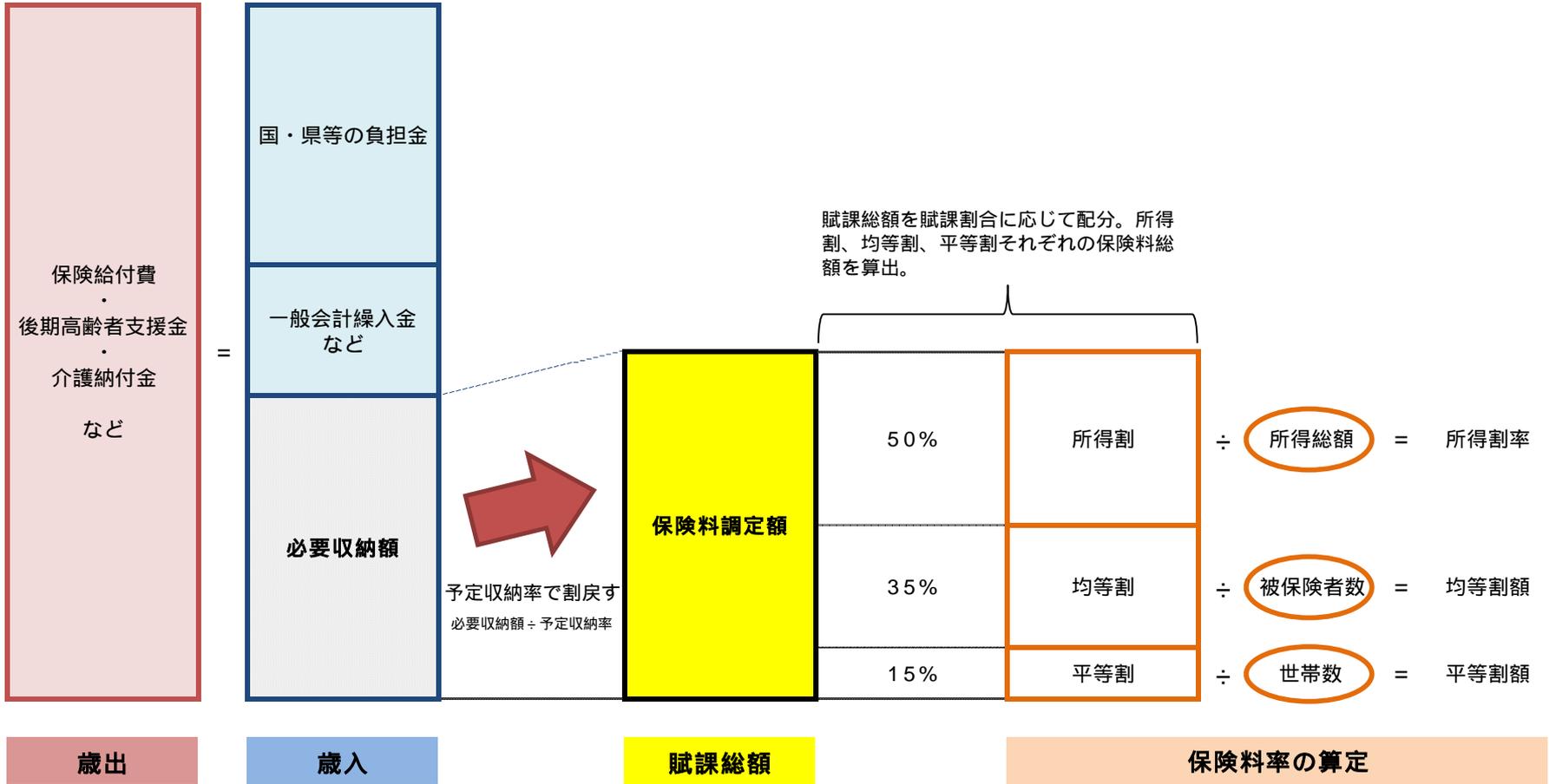
- 本市においては、**医療費が非常に高い水準で伸び続けており**、本市の国保財政は他の政令指定都市と比較しても悪化し、今後の見通しも極めて厳しく、**非常事態であること**。
- 収支改善に向け、**これまで以上に収納率の大幅な向上を図るとともに、保険給付費の突出した伸長を鈍化させる医療費適正化の取組みを実施**し、保険者としてできる限りの努力を行っていくが、こうした取組みだけでは、国保財政の健全化を図ることは極めて困難な状況であること。
- このため、国民健康保険会計健全化計画において、**平成26年度に実施予定で先送りしていた保険料率改定を平成28年度に実施する**。

保険料率改定影響

	対象者	被保険者数	区分	改定後	現行（改定前）	差
医療分	全員	177,756人	所得割	9.3%	9.2%	0.1%
			均等割	28,800円	28,400円	400円
			平等割	22,600円	22,600円	—
後期分	全員	177,756人	所得割	2.6%	2.3%	0.3%
			均等割	8,100円	7,300円	800円
			平等割	6,100円	5,700円	400円
介護分	40～64歳	59,597人	所得割	2.2%	2.2%	—
			均等割	14,100円	13,400円	700円
平成27年度 被保険者一人当たり保険料（改定前）						93,975円
被保険者一人当たり保険料改定額						2,242円
平成28年度 被保険者一人当たり保険料（改定後）						96,217円 = +

国民健康保険料率改定について

(保険料率算定方法)



国民健康保険料率改定について

(モデル世帯による保険料率改定影響一覧)

保険料率改定(5億円)		年額保険料 (H27)	年額保険料 (H28) 保険料率改定(5億円)	H27比較	世帯一人当たり年額保険料 (H28)
モデル世帯 ①世帯所得なし、②世帯員数2人(68歳夫婦) 国保実態調査 上、最多所得区分世帯(所得なし)	 法定軽減 7割該当	29,910円	30,750円	+ 840円 2.8%UP ↑	年額保険料15,375円 (H27比較: + 420円)
モデル世帯 ①世帯所得1,500千円、②世帯員数3人(26歳夫婦、子ども1人) 国保実態調査 上、所得ありの世帯 最多所得区分世帯	 法定軽減 2割該当	242,870円	250,750円	+ 7,880円 3.2%UP ↑	年額保険料83,583円 (H27比較: + 2,627円)
モデル世帯 ①世帯所得2,000千円、②世帯員数2人(30歳夫婦) 2人世帯、介護 保険料非該当世帯		291,750円	301,230円	+ 9,480円 3.2%UP ↑	年額保険料150,615円 (H27比較: + 4,740円)
モデル世帯 ①世帯所得2,000千円、②世帯員数1人(50歳単身) 単身世帯、介護 保険料該当世帯		306,190円	315,170円	+ 8,980円 2.9%UP ↑	年額保険料315,170円 (H27比較: + 8,980円)
モデル世帯 ①世帯所得2,000千円、②世帯員数4人(40歳夫婦、子ども2人) 4人世帯、介護 保険料該当世帯 法定軽減対象世帯	 法定軽減 2割該当	387,110円	399,070円	+ 11,960円 3.1%UP ↑	年額保険料99,768円 (H27比較: + 2,990円)
モデル世帯 ①世帯所得2,600千円、②世帯員数4人(35歳夫婦、子ども2人) モデル世帯と 同一世帯構成で 若年化、法定軽減 対象外世帯		432,150円	446,430円	+ 14,280円 3.3%UP ↑	年額保険料111,608円 (H27比較: + 3,570円)
モデル世帯 ①世帯所得2,600千円、②世帯員数4人(40歳夫婦、子ども2人) モデル世帯と 同一世帯構成、法定 軽減対象外世帯		508,890円	524,570円	+ 15,680円 3.1%UP ↑	年額保険料131,143円 (H27比較: + 3,920円)

世帯所得及び世帯構成(世帯員数・世帯員年齢)により保険料が異なるため、改定後の被保険者一人当たり保険料は、必ずしも+2,242円とはならない。

熊本市国民健康保険会計収支推計について

(収支推計見直し)

推計前提条件

前回

- 保険料率改定 ⇒ 「なし」
- 収納率（一般被保険者分・現年度分） ⇒ 「推計期間毎年度+0.5%」（平成26年度決算値87.76%（対前年度+0.47%）を踏まえ、健全化計画目標値と同様で設定。）
- 保険給付費 ⇒ 「平成26年度決算ベース対前年度伸率（3.1%）」（平成26年度決算値で設定。なお、医療給付費については、同3.2%。）
- 一般会計繰入金（法定外分（赤字補填分）） ⇒ 「8億円」



今回（見直し後）

◆主な収支推計見直し項目

【歳入】

①保険料（現年度分）

- 保険料率改定 ⇒ 「保険料収入5億円増」【収支推計期間：+10億円収支改善】
- 収納率（一般被保険者分・現年度分）
⇒ 「平成27年度：+0.50%、平成28年度：+0.90%、平成29年度：+1.34%」
（収納率向上対策強化により平成29年度末に90.50%達成を目標として設定。）
【収支推計期間：+2.8億円収支改善】
- その他賦課限度額見直しや所得の伸び等を考慮 ⇒ 【収支推計期間：+8.4億円収支改善】

②保険料（滞納繰越分）

- 滞納処分強化 ⇒ 【収支推計期間：+9.7億円収支改善】

【歳出】

③保険給付費 ⇒ 「平成27年度決算見込対前年度伸率（2.6%）」

（保険給付費の大半を占める医療給付費について、平成27年度12月末状況等による決算見込や今後の医療費適正化対策の強化を踏まえ、設定。）

【収支推計期間：+10.5億円収支改善（歳出△20.9億円、歳入△10.4億円）】

【その他】

- 一般会計繰入金（法定外分（赤字補填分）） ⇒ 「8億円」
- その他、歳入では前期高齢者交付金等、歳出では後期高齢者支援金等について、直近の決算見込を反映。

収支推計見直し後

(単位:百万円)

	H24決算	H25決算	H26決算	H27見込	H28推計	H29推計	H27見込	H28推計	H29推計
①現年度分	16,029	15,959	15,520	14,992	14,685	14,429	14,992	15,972	15,256
調定	18,290	18,197	17,620	16,960	16,523	16,150	16,960	17,898	16,848
②滞納繰越分	468	499	607	610	610	610	800	1,000	1,000
1 保険料	16,497	16,457	16,127	15,602	15,295	15,039	15,792	16,972	16,256
2 国庫支出金	22,746	23,046	23,498	23,542	23,425	23,710	23,310	23,577	22,931
3 県支出金	4,502	4,488	4,856	5,262	5,257	5,397	5,248	4,891	5,067
4 療養給付費交付金	3,627	2,004	2,095	932	1,031	854	985	1,224	817
5 前期高齢者交付金	15,983	16,585	16,167	16,392	19,372	21,397	16,392	17,923	20,633
6 共同事業交付金	10,636	10,538	11,379	22,198	23,459	24,817	23,773	24,099	23,568
事務費(給与給与等)	1,104	1,059	1,243	1,343	1,243	1,243	1,328	1,351	1,328
保険基盤安定	3,298	3,275	3,682	4,582	4,582	4,582	4,700	4,700	4,700
出産育児一時金	306	317	287	316	304	304	274	336	274
財政安定化支援事業	1,311	1,312	1,352	1,379	1,352	1,352	1,379	1,379	1,379
①法定分	6,019	5,963	6,565	7,620	7,481	7,481	7,681	7,766	7,681
地方単独事業カット分	215	341	206	199	103	103	199	103	103
特定健康診査関係	166	48	47	78	47	47	65	111	47
旧城南町対応分	73	73	73	0	0	0	0	0	0
赤字補填分	2,820	2,820	2,000	800	800	800	800	800	800
②法定外分	3,274	3,282	2,326	1,077	950	950	1,064	1,014	950
7 一般会計繰入金	9,293	9,245	8,890	8,697	8,431	8,431	8,745	8,781	8,631
8 諸収入等	105	142	152	147	152	152	144	125	152
歳入合計	83,389	82,506	83,164	92,772	96,420	99,796	94,388	97,592	98,054
1 総務費	1,124	1,092	1,261	1,345	1,261	1,261	1,330	1,426	1,330
2 保険給付費	53,032	53,534	55,170	56,965	58,745	60,605	56,552	58,109	59,500
3 後期高齢者支援金	9,675	10,018	9,978	9,927	9,972	10,025	9,927	9,508	9,215
4 老人保健拠出金	5	1	0	0	0	0	0	0	0
5 前期高齢者納付金	10	10	8	7	10	11	7	5	8
6 介護納付金	4,202	4,334	4,355	3,958	3,829	4,147	3,958	3,717	3,937
7 共同事業拠出金	10,796	10,833	11,608	22,734	24,017	25,388	24,360	24,099	24,107
8 保健事業費	413	396	406	594	406	406	394	606	394
9 諸支出金	1,020	1,591	933	827	61	61	841	70	61
10 予備費	0	0	0	0	0	0	0	50	0
歳出合計	80,275	81,809	83,718	96,356	98,301	101,905	97,369	97,592	98,552
単年度収支	3,113	697	△ 554	△ 3,585	△ 1,881	△ 2,109	△ 2,980	0	△ 498
累積収支	△ 2,189	△ 1,492	△ 2,046	△ 5,631	△ 7,512	△ 9,621	△ 5,026	△ 5,026	△ 5,524



●収支推計期間: +41.0億円収支改善

収支改善 + 605 + 1,881 + 1,611

+ 4,097

国民健康保険制度に係る本市の現況について

(他都市(指定都市)比較〔保険料〕)

本市の平成27年度国民健康保険料は、**被保険者一人当たり保険料比較で、指定都市20市中10位。**

保険料率改定後は、**他都市を平成27年度保険料水準として比較した場合、指定都市中8位**となる。

保険料率改定(5億円)

保険料比較【一人当たり】

指定都市	一人当たり 保険料
1 横浜市	113,194円
2 静岡市	109,625円
3 川崎市	105,849円
4 浜松市	103,524円
5 名古屋市	100,525円
6 広島市	100,233円
7 さいたま市	99,049円
8 仙台市	97,815円
9 新潟市	95,353円
10 相模原市	95,017円
11 熊本市	94,964円
12 岡山市	94,245円
13 堺市	94,093円
14 千葉市	89,911円
15 札幌市	88,943円
16 神戸市	88,288円
17 京都市	87,804円
18 福岡市	87,360円
19 大阪市	84,100円
20 北九州市	79,263円
指定都市平均 (本市除く)	95,484円



指定都市	一人当たり 保険料	対前年度差
1 横浜市	110,631円	△2,563円
2 静岡市	107,476円	△2,149円
3 川崎市	106,822円	973円
4 浜松市	103,953円	429円
5 名古屋市	101,757円	1,232円
6 広島市	99,334円	△899円
7 仙台市	97,515円	△300円
8 さいたま市	95,347円	△3,702円
9 新潟市	94,302円	△1,051円
10 熊本市	93,975円	△989円
11 相模原市	93,796円	△1,221円
12 千葉市	93,362円	3,451円
13 岡山市	92,692円	△1,553円
14 堺市	91,960円	△2,133円
15 神戸市	89,343円	1,055円
16 札幌市	88,012円	△931円
17 福岡市	87,353円	△7円
18 京都市	86,678円	△1,126円
19 大阪市	84,483円	383円
20 北九州市	78,989円	△274円
指定都市平均 (本市除く)	94,937円	△547円



指定都市	一人当たり 保険料	対前年度差
1 横浜市	110,631円	—
2 静岡市	107,476円	—
3 川崎市	106,822円	—
4 浜松市	103,953円	—
5 名古屋市	101,757円	—
6 広島市	99,334円	—
7 仙台市	97,515円	—
8 熊本市	96,217円	2,242円
9 さいたま市	95,347円	—
10 新潟市	94,302円	—
11 相模原市	93,796円	—
12 千葉市	93,362円	—
13 岡山市	92,692円	—
14 堺市	91,960円	—
15 神戸市	89,343円	—
16 札幌市	88,012円	—
17 福岡市	87,353円	—
18 京都市	86,678円	—
19 大阪市	84,483円	—
20 北九州市	78,989円	—
指定都市平均 (本市除く)	94,937円	—

年間保険料(平成26年度)

年間保険料(平成27年度)

年間保険料(平成28年度)

国民健康保険制度に係る本市の現況について

(他都市(指定都市)比較〔収納率・保険給付費〕)

収納率

(一般被保険者・現年度)比較

指定都市	H26	H25	対前年度差
1 名古屋市	95.93%	95.38%	0.55%
2 神戸市	93.35%	91.60%	1.75%
3 京都市	93.19%	92.80%	0.39%
4 川崎市	92.78%	91.28%	1.50%
5 堺市	92.52%	91.75%	0.77%
6 北九州市	92.34%	91.95%	0.39%
7 横浜市	92.30%	91.20%	1.10%
8 新潟市	91.38%	90.85%	0.53%
9 札幌市	91.31%	90.60%	0.71%
10 静岡市	90.50%	90.15%	0.35%
11 仙台市	89.91%	87.81%	2.10%
12 千葉市	89.62%	89.21%	0.41%
13 浜松市	89.13%	88.44%	0.69%
14 岡山市	88.64%	88.07%	0.57%
15 さいたま市	88.53%	87.50%	1.03%
16 福岡市	88.36%	87.21%	1.15%
17 熊本市	87.76%	87.29%	0.47%
18 広島市	87.18%	86.07%	1.11%
19 相模原市	87.17%	86.74%	0.43%
20 大阪市	86.37%	85.15%	1.22%
指定都市平均 (本市除く)	90.55%	89.67%	0.88%

収納率

(一般被保険者・滞納繰越)比較

指定都市	H26	H25	対前年度差
1 京都市	26.03%	24.49%	1.54%
2 川崎市	23.60%	20.49%	3.11%
3 新潟市	22.39%	22.42%	△0.03%
4 横浜市	22.22%	23.82%	△1.60%
5 岡山市	21.82%	21.15%	0.67%
6 名古屋市	21.63%	19.13%	2.50%
7 さいたま市	20.85%	18.56%	2.29%
8 千葉市	20.79%	19.76%	1.03%
9 福岡市	20.49%	17.45%	3.04%
10 浜松市	20.25%	18.31%	1.94%
11 大阪市	18.11%	14.36%	3.75%
12 静岡市	17.62%	18.07%	△0.45%
13 仙台市	17.33%	16.42%	0.91%
14 広島市	17.02%	20.65%	△3.63%
15 札幌市	16.39%	14.03%	2.36%
16 相模原市	14.30%	13.54%	0.76%
17 神戸市	14.06%	12.36%	1.70%
18 北九州市	13.52%	12.83%	0.69%
19 堺市	12.34%	10.71%	1.63%
20 熊本市	8.94%	6.60%	2.34%
指定都市平均 (本市除く)	18.99%	17.82%	1.17%

保険給付費伸率比較

指定都市	H26 (百万円)	H25 (百万円)	対前年度伸率
1 熊本市	54,567	52,885	3.18%
2 神戸市	110,329	108,346	1.83%
3 相模原市	51,205	50,290	1.82%
4 岡山市	50,360	49,495	1.75%
5 千葉市	62,415	61,619	1.29%
6 川崎市	84,064	83,033	1.24%
7 福岡市	94,130	93,210	0.99%
8 静岡市	49,958	49,486	0.95%
9 堺市	68,787	68,267	0.76%
10 さいたま市	74,981	74,418	0.76%
11 横浜市	230,646	229,313	0.58%
12 大阪市	212,836	211,858	0.46%
13 京都市	100,371	99,918	0.45%
14 広島市	89,010	88,665	0.39%
15 新潟市	53,715	53,637	0.15%
16 札幌市	136,188	136,118	0.05%
17 北九州市	79,545	79,524	0.03%
18 仙台市	64,843	64,996	△0.24%
19 名古屋市	143,202	143,629	△0.30%
20 浜松市	54,438	54,749	△0.57%
指定都市平均 (本市除く)			0.65%

一人当たり保険給付費比較

指定都市	H26	H25	対前年度差
1 広島市	324,659円	315,165円	9,494円
2 北九州市	320,509円	313,478円	7,031円
3 岡山市	308,237円	299,670円	8,567円
4 札幌市	301,957円	295,308円	6,649円
5 堺市	300,580円	291,131円	9,449円
6 熊本市	291,036円	275,992円	15,044円
7 神戸市	288,311円	278,297円	10,014円
8 新潟市	281,740円	273,999円	7,741円
9 京都市	280,925円	276,471円	4,454円
10 大阪市	275,520円	266,852円	8,668円
11 静岡市	268,060円	258,321円	9,739円
12 仙台市	267,760円	260,797円	6,963円
13 浜松市	265,694円	261,090円	4,604円
14 横浜市	261,818円	252,839円	8,979円
15 福岡市	261,483円	255,733円	5,750円
16 川崎市	252,492円	243,244円	9,248円
17 名古屋市	252,447円	247,452円	4,995円
18 さいたま市	251,085円	244,840円	6,245円
19 相模原市	249,560円	239,703円	9,857円
20 千葉市	246,832円	237,537円	9,295円
指定都市平均 (本市除く)	276,825円	269,049円	7,776円

国民健康保険制度に係る本市の現況について

(他都市(指定都市)比較〔収支等〕)

単年度収支比較

指定都市	H26 (千円)	H25 (千円)
札幌市	1,570,000	1,680,000
仙台市	3,389,146	3,152,161
さいたま市	1,551,026	1,475,718
千葉市	1,427,039	1,732,362
横浜市	16,106,690	11,832,328
川崎市	916,233	1,239,826
相模原市	1,536,332	1,820,959
新潟市	556,522	1,629,420
静岡市	4,030,768	4,187,219
浜松市	1,104,992	949,228
名古屋市	1,704,879	2,435,036
京都市	1,404,423	1,637,101
大阪市	666,820	2,513,372
堺市	1,735,170	1,986,042
神戸市	1,066,374	1,190,361
岡山市	1,219,326	2,367,943
広島市	0	0
北九州市	963,280	1,130,345
福岡市	193,691	1,063,436
熊本市	△554,112	696,949

累積収支比較

指定都市	H26 (千円)	H25 (千円)	対前年度差
札幌市	1,665,786	1,763,194	△97,408
仙台市	3,623,025	3,386,039	236,986
さいたま市	5,715,132	6,610,845	△895,713
千葉市	△8,466,794	△9,893,833	1,427,039
横浜市	16,106,690	11,534,386	4,572,304
川崎市	916,233	1,239,826	△323,593
相模原市	1,536,332	1,820,959	△284,627
新潟市	1,314,331	2,585,172	△1,270,841
静岡市	10,135,891	8,292,042	1,843,849
浜松市	2,565,056	4,505,411	△1,940,355
名古屋市	1,704,879	2,435,036	△730,157
京都市	1,404,423	671,298	733,125
大阪市	△12,255,388	△12,922,208	666,820
堺市	4,404,439	3,497,207	907,232
神戸市	1,613,934	1,604,951	8,983
岡山市	2,804,244	3,477,965	△673,721
広島市	0	0	0
北九州市	963,280	1,130,345	△167,065
福岡市	258,691	1,128,436	△869,745
熊本市	△2,046,042	△1,491,930	△554,112

一般会計繰入金
(法定外分)比較

指定都市	H26 (千円)	H25 (千円)	対前年度差
札幌市	4,785,585	4,435,904	349,681
仙台市	0	3,619,954	△3,619,954
さいたま市	2,927,527	1,199,846	1,727,681
千葉市	3,691,466	3,971,505	△280,039
横浜市	13,973,928	16,539,441	△2,565,513
川崎市	6,951,734	7,907,451	△955,717
相模原市	4,718,484	4,994,112	△275,628
新潟市	1,243,900	1,547,278	△303,378
静岡市	2,035,055	2,034,834	221
浜松市	1,195,848	1,261,696	△65,848
名古屋市	5,938,101	7,183,500	△1,245,399
京都市	7,680,884	2,944,648	4,736,236
大阪市	14,177,850	14,515,443	△337,593
堺市	68,524	38,672	29,852
神戸市	2,071,895	3,230,584	△1,158,689
岡山市	1,200,000	2,980,000	△1,780,000
広島市	4,133,566	2,544,453	1,589,113
北九州市	8,459,433	5,062,536	3,396,897
福岡市	4,516,916	5,144,062	△627,146
熊本市	2,325,914	3,282,088	△956,174

一人当たり一般会計
繰入金(法定外分)比較

指定都市	H26	H25	対前年度差
1 北九州市	34,085円	19,956円	14,129円
2 相模原市	22,997円	23,804円	△807円
3 京都市	21,498円	8,148円	13,350円
4 川崎市	20,880円	23,165円	△2,285円
5 大阪市	18,353円	18,283円	70円
6 横浜市	15,862円	18,236円	△2,374円
7 広島市	15,077円	9,044円	6,033円
8 千葉市	14,599円	15,310円	△711円
9 福岡市	12,547円	14,113円	△1,566円
10 熊本市	12,405円	17,128円	△4,723円
11 静岡市	10,920円	10,622円	298円
12 札幌市	10,611円	9,624円	987円
13 名古屋市	10,468円	12,376円	△1,908円
14 さいたま市	9,482円	3,948円	5,534円
15 岡山市	7,345円	18,042円	△10,697円
16 新潟市	6,524円	7,904円	△1,380円
17 浜松市	5,837円	6,017円	△180円
18 神戸市	5,414円	8,298円	△2,884円
19 堺市	299円	165円	134円
20 仙台市	0円	14,525円	△14,525円
指定都市平均 (本市除く)	12,779円	12,715円	64円

今後の国民健康保険会計健全化対策について

(医療費適正化・収納率向上対策等)

① 収納体制の見直し

- ▼ 『適切な滞納処分』と『きめ細やかな対応』による取組みを強化し、平成29年度末までに収納率90.50%(一般被保険者分・現年度分)を目指す。

善]

【効果額: 収支推計期間で + 2.8億円収支改

平成26年度以降、強化してきた滞納対策について、引き続き、徹底した滞納整理を実施し、滞納繰越額の削減を図る。

善]

【効果額: 収支推計期間で + 9.7億円収支改

② 口座振替の促進・強化

平成27年10月よりマルチペイメントネットワークによる口座振替受付サービス(ペイジー)を導入、口座振替を徹底し、口座振替率の向上を図る。

【効果額: 各年度の収納率上昇率に参入】

③ レセプト点検強化

〔一次点検〕レセプト一次点検については、国民健康保険団体連合会に委託しており、毎年度20,000枚以上のレセプトを返戻。

〔二次点検〕レセプト二次点検については、民間業者に委託しているが、より効果的な点検ができるよう点検項目の見直しを行う。

【効果額: 各年度36,000千円】

④ 柔道整復施術療養費適正化

被保険者への患者調査を実施し、正しい知識の啓発を行う。

【効果額: 各年度20,000千円】

⑤ 重症化予防事業

特定健診受診結果により要治療者であった者で治療が確認できない者に対し、手紙や電話による受診勧奨を行い、受診勧奨後も未受診の者に対しては、各区保健子ども課保健師による家庭訪問を行うことにより、予防可能な重症化疾患の発症を抑制し、医療費適正化を図る。

【効果額：各年度90,000千円】

⑥ 重複・頻回受診対策

3か月間継続して同一診療科目で月4件以上の複数医療機関を受診している重複受診者や、3か月間継続して同一医療機関で月15日以上受診している頻回受診者に対して、文書送付や家庭訪問による健康相談を行い、被保険者の健康保持のために不必要な多量服薬を予防し、適正受診を確保することにより、医療費適正化を図る。

【効果額：各年度15,000千円】

⑦ ジェネリック医薬品使用促進

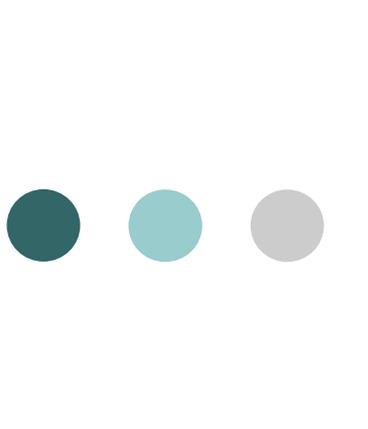
40歳以上の被保険者への希望カード配布、リーフレットや情報誌等での広報を通じ、ジェネリック医薬品を普及するとともに、生活習慣病に伴う慢性疾患対象薬を処方されている者で1薬剤当たりの削減効果額が200円以上見込める者に対し、自己負担差額通知書の送付することにより、ジェネリック医薬品の使用を促進し、医療費適正化を図る。

40～74歳の被保険者のうち、生活習慣病に伴う慢性疾患(糖尿病、高血圧、脂質異常症等)対象薬で、1か月で1薬剤当たりの削減効果額が200円以上見込まれる場合に送付している自己負担差額通知書の対象を拡大(年齢要件撤廃、対象薬剤拡大)する。

【効果額：各年度40,000千円】

⑧ 国民健康保険会計の「見える化」

国民健康保険会計の現況、一般会計からの繰入れの状況、国民健康保険料率の決定方法並びに今後の国民健康保険会計の収支見通し及び保険料率引上げの見込等に関するリーフレットの作成や市政だよりによる広報等により、国民健康保険会計収支に係る理解を促進、被保険者に対する保険料納付及び予防・健康づくりへの意識啓発が図られるよう、国民健康保険会計の「見える化」を図る。



熊本市国民健康保険運営協議会資料

(2) 平成 2 8 年度賦課限度額等について (諮問)

平成 2 8 年 2 月
国 保 年 金 課

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（概要）

< 改正趣旨 >

「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するもの。

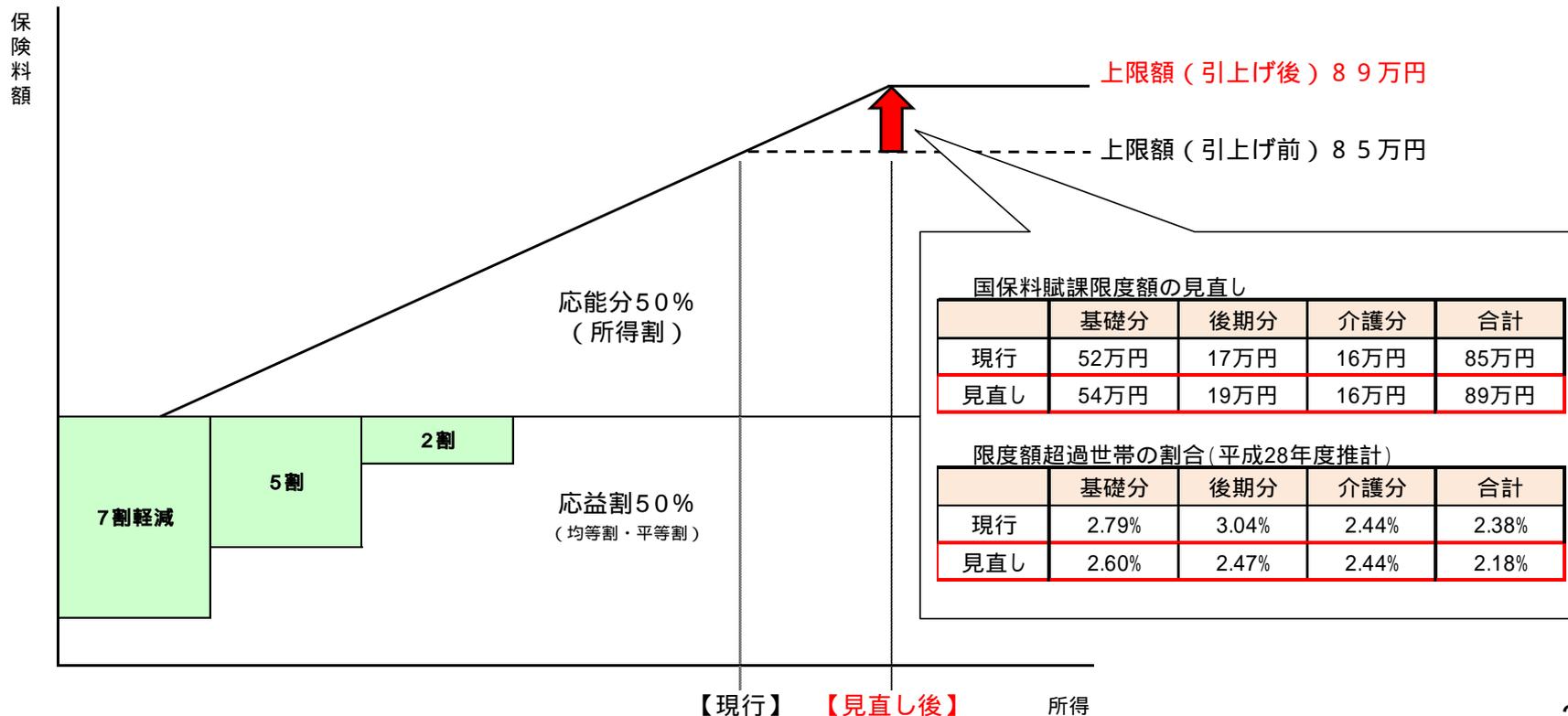
< 改正内容 >

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円から19万円に引き上げる。
- 2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げる。

賦課限度額について（諮問）

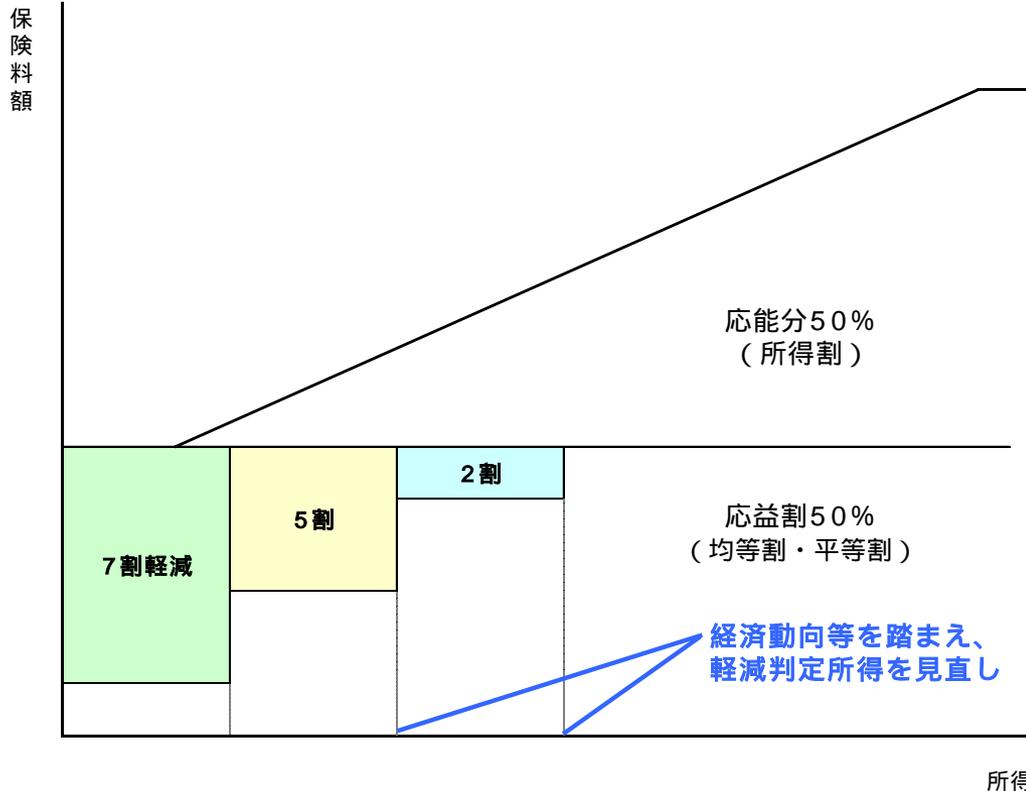
国保料の賦課限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げていく。

- 平成28年度においては、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮し、**基礎賦課分を2万円、後期高齢者支援金等分を2万円の計4万円を引き上げる**こととする（介護納付金分は据え置く）。



保険料軽減対象者について

低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、見直しを行う。



軽減判定所得(現行)

7割軽減 = 基礎控除(33万円)

5割軽減
= 基礎控除(33万円) + **2.6万円** × (被保険者数)

2割軽減
= 基礎控除(33万円) + **4.7万円** × (被保険者数)



軽減判定所得(改正後)

5割軽減
= 基礎控除(33万円) + **2.65万円** × (被保険者数)

2割軽減
= 基礎控除(33万円) + **4.8万円** × (被保険者数)

写

保年発第 号
平成 28 年 2 月 17 日

熊本市国民健康保険運営協議会
会長 江藤正行 様

熊本市長 大西 一史

平成 28 年度国民健康保険料率等について（諮問）

本市におきましては、平成 17 年度に策定した、「国民健康保険会計健全化計画」に基づき、国民健康保険会計の健全化に取り組んできましたが、他の政令指定都市を大幅に上回る医療費の増高等により依然として厳しい状況が続いており、今後の収支についても、極めて厳しくなることが想定されております。

このことから、単年度収支均衡を図るため、医療費適正化及び収納率向上対策の強化に取り組むとともに、健全化計画において平成 26 年度実施予定で先送りしていた保険料率改定を実施することとしております。

つきましては、平成 28 年度国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問します。

記

1 国民健康保険料率について

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の9.3（現行100分の9.2）
被保険者均等割	28,800円（現行28,400円）
世帯別平等割	22,600円（据置）

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.6（現行100分の2.3）
被保険者均等割	8,100円（現行7,300円）
世帯別平等割	6,100円（現行5,700円）

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.2（据置）
被保険者均等割	14,100円（現行13,400円）

2 賦課限度額について

基礎賦課限度額	5 4 万円 (現行 5 2 万円)
後期高齢者支援金等賦課限度額	1 9 万円 (現行 1 7 万円)
介護納付金賦課限度額	1 6 万円 (据置)

3 適用期日 平成 2 8 年 4 月 1 日

平成28年度熊本市国民健康保険会計当初予算（案）のポイント

【1】保険料率改定による収入額の増加（+5億円）を計上

医療費適正化や収納率向上対策に取り組んでも、なお不足する財源確保のため、国民健康保険会計健全化計画において、H26年度に実施予定で先送りしていた、保険料率改定を実施。

改定（案） < 被保険者1人当たり保険料 + 2,242円 >
 < 保険料収入増見込額 + 5億円 >

		改定後	現行（改定前）	差
医療分	所得割	9.3%	9.2%	0.1%
	均等割	28,800円	28,400円	400円
	平等割	22,600円	22,600円	-
後期分	所得割	2.6%	2.3%	0.3%
	均等割	8,100円	7,300円	800円
	平等割	6,100円	5,700円	400円
介護分	所得割	2.2%	2.2%	-
	均等割	14,100円	13,400円	700円

【2】一般会計繰入金はほぼ前年同額

H28年度の「赤字補てん」繰入金 については、H27年度同額の8億円

【3】医療費（医療給付費）の伸びを2.6%で想定

全体として被保険者数は減少しているものの、医療費の嵩む前期高齢者数の伸びにより医療費は増加傾向（H26年度 27年度見込2.6%増）

H28年度も同様の傾向が推定され、医療給付費 の伸びを前年度同様2.6%で想定

【医療給付費 の見込】

	平成26年度【決算】			平成27年度【決算見込】				平成28年度【予算】			
	人数	1人当たり 医療費	(百万円) 金額	人数	1人当たり 医療費	(百万円) 金額	伸率	人数	1人当たり 医療費	(百万円) 金額	伸率
医療給付費 (見込)	187,492	291,036	54,567	182,118	307,332	55,971	2.6%	177,756	323,055	57,425	2.6%

平成28年度国民健康保険会計当初予算（案）について

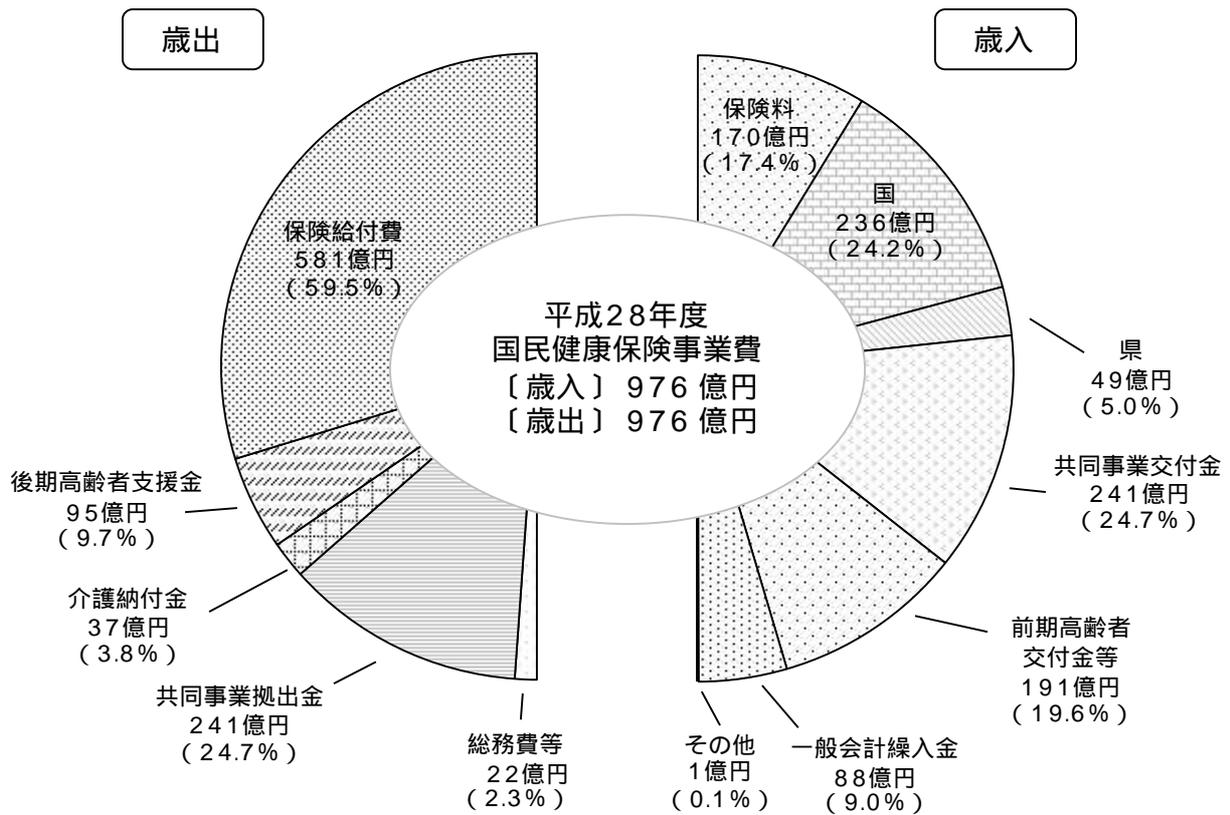
当初予算の概要

（千円）

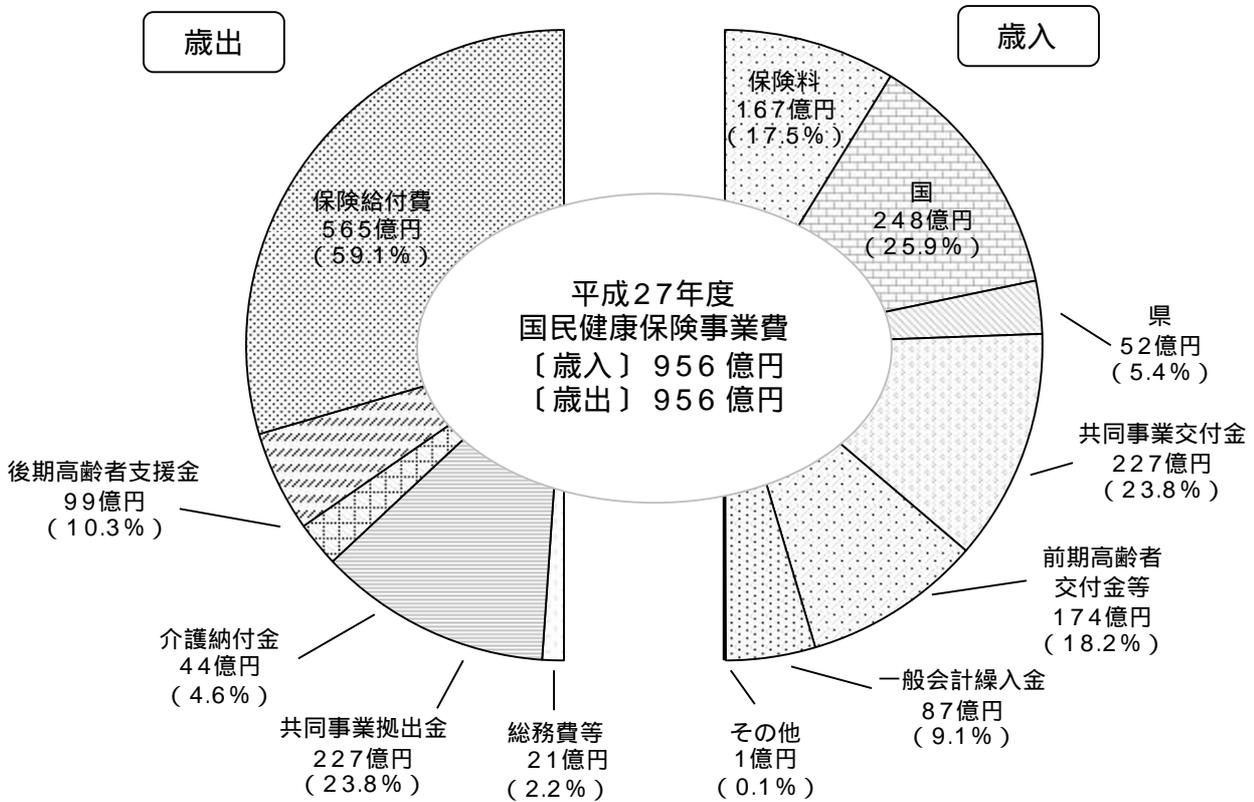
	欄 番 号	平成28年度 当初（案） A	平成27年度 当初 B	対前年増減 A - B	説 明
保険料		16,972,328	16,684,000	288,328	収納率（一般・現年） 89.16%（対前年+0.9%） 保険料率改定+5億円
現年度分		15,972,328	15,684,000	288,328	
滞納繰越分		1,000,000	1,000,000	0	
国庫支出金		23,577,257	24,769,168	1,191,911	
県支出金		4,890,613	5,155,006	264,393	
療養給付費交付金		1,224,207	1,021,900	202,307	退職者医療制度の経過措置
前期高齢者交付金		17,923,000	16,398,000	1,525,000	前期高齢者にかかる財政調整制度
共同事業交付金		24,098,750	22,734,077	1,364,673	保険財政共同安定化事業等にかか る国保連合会からの交付金
一般会計繰入金		8,780,508	8,709,424	71,084	一般会計繰入金
保険基盤安定		4,700,421	4,581,976	118,445	法定分　～　78億円
職員給与費等		1,351,427	1,324,674	26,753	法定外分　・　10億円
出産育児一時金		336,000	336,000	0	
財政安定化支援		1,378,511	1,352,245	26,266	
赤字補てん		800,000	800,000	0	
その他繰入		214,149	314,529	100,380	
諸収入等		124,974	124,974	0	
歳入合計		97,591,637	95,596,549	1,995,088	
総務費		1,426,061	1,366,005	60,056	
保険給付費		58,109,300	56,464,300	1,645,000	医療給付費伸率　2.6% （H27決算見込から2.6%）
医療給付費		57,425,000	55,780,000	1,645,000	
出産育児一時金	㉑	504,300	504,300	0	
葬祭費	㉒	20,000	20,000	0	
審査支払手数料	㉓	160,000	160,000	0	
後期高齢者支援金	㉔	9,508,299	9,911,782	403,483	㉔ 後期高齢者にかかる支援金
介護納付金	㉕	3,717,426	4,350,120	632,694	㉕ 40歳以上～65歳未満の 第2号被保険者分介護保険料納付金
共同事業拠出金	㉖	24,098,798	22,734,125	1,364,673	㉖ 保険財政共同安定化事業等にか かかる国保連合会への拠出金
前期高齢者納付金	㉗	5,001	7,777	2,776	㉗ 保険財政共同安定化事業等にか かかる国保連合会への拠出金
老人保健拠出金	㉘	373	373	0	
保健事業費	㉙	606,379	642,067	35,688	㉙ H28特定健診受診率：45%
諸支出金・予備費	㉚	120,000	120,000	0	
歳出合計	㉛	97,591,637	95,596,549	1,995,088	
歳入-歳出	㉜	0	0	0	

(参考) 当初予算構成比

H28年度当初予算(案)



H27年度当初予算



(参考) 国民健康保険会計財源構成図

平成28年度国民健康保険会計 976億円

【歳出】

【歳入】

保険給付費 (581億円)	若人 (~64歳)		保険料医療分
			一般会計繰入金
			国・県
	前期 (65~74歳)		保険料医療分
			一般会計繰入金
			前期高齢者交付金
後期高齢者支援金 (95億円)		保険料後期分	
		国・県	
介護納付金 (37億円)		保険料介護分	
		国・県	
共同事業拠出金 (241億円)		共同事業交付金	
総務費等(22億円)		保険料医療分、国・県、一般会計繰入金	

は各保険者が任意に行うもの

(参考) 国民健康保険会計累積収支

